

(3) 保育士について

「児童福祉法の一部を改正する法律等の公布について」

〔平成13年11月30日雇児発第761号〕
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知

(保育士関係・抜粋)

第2 改正法の内容

3 保育士資格の法定化

保育士資格が詐称され、その社会的信用が損なわれている実態に対処する必要があること、地域の子育て支援の中核を担う専門職として保育士の重要性が高まっていること等を背景として、保育士資格が児童福祉施設の任用資格から名称独占資格に改められ、併せて守秘義務、登録・試験に関する規定が整備された。

(1) 定義について

保育士とは、登録を受け、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者をいうこととされた。(第18条の4)

都市化、核家族化の進展に伴い、子育ての基盤となる家庭の機能が低下している中で児童の健全な成長を図るためには、児童福祉施設のみならず家庭でも適切な保育が行われる必要があることから、保護者に対して保育に関する指導を行うことが新たに保育士の業務に位置付けられた。

(2) 登録について

① 厚生労働大臣の指定する保育士を養成する学校その他の施設（以下「指定保育士養成施設」という。）を卒業した者又は都道府県知事が行う保育士試験に合格した者は保育士となる資格を有することとされ、保育士となる資格を有する者が都道府県知事の登録を受けることにより保育士となることとされた。(第18条の6、第18条の8、第18条の18)

② 成年被後見人等に該当する等一定の事由（以下「欠格事由」という。）に

該当する者は保育士となることができないこととされた。(第18条の5)

- ③ 保育士資格の法定化に関する部分の施行の際現に、保育士を養成する学校その他の施設として必要な条件を満たすものとして政令で定めるものは、指定保育士養成施設として指定されたものとみなすこととされた。(附則第3条)
- ④ 保育士資格の法定化に関する部分の施行の際現に、保育士として必要な知識及び技能を有する者として政令で定める者は、保育士となる資格を有する者とみなすこととされた。(附則第4条)

(3) 保育士試験及び指定保育士養成施設について

- ① 保育士試験は従来どおり都道府県知事が行うものであるが、都道府県知事は、その判断により公益法人に試験事務の全部又は一部を委託することができることとされた。(第18条の9)
- ② 試験事務を受託した法人の役員等には、試験事務に関して守秘義務が課され、違反者は1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処することとされた。また、罰則の適用については公務員とみなすこととされた。(第18条の12、第60条の3)
- ③ 保育士の養成の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、厚生労働大臣は指定保育士養成施設に対して、報告徴収等とともに、帳簿書類等を検査できることとされた。(第18条の7)

なお、当該帳簿書類検査権は立入調査までを認めたものではない。

(4) 名称独占等について

- ① 保育士でない者は、保育士又はこれに紛らわしい名称を使用してはならないものとされ、違反者は30万円以下の罰金に処すこととされた。(第18条の23、第61条の2)

保母、保父などは保育士と紛らわしい名称であり、保育士でない者が使用することは禁止されるものである旨留意されたい。

- ② 保育士資格の法定化に関する部分の施行の際現に、保育士として必要な知識及び技能を有する者として政令で定める者であって登録を受けていないもの（欠格事由に該当する者を除く。）については、施行後3年間は、①の適用がないこととされた。（附則第5条）
- ③ 保育士は、保育士の信用を傷つけるような行為をしてはならないこととされた。（第18条の21）
- ④ 保育士は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならないこととされ、違反者は1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処すこととされた。（第18条の22、第60条の2）
- ⑤ 都道府県知事は、③又は④に違反した者の保育士の登録を取り消すことができることとされた。（第18条の19第2項）

（5）資質の向上について

現行法第48条の2において乳幼児等の保育に関する相談に応じ、助言を行うことが保育所の努力義務とされていることを踏まえ、保育所に勤務する保育士は、乳幼児に関する相談に応じ、助言を行うための知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならないこととされた。（第48条の2第2項）

5 施行日

- （3）保育士資格の法定化に関する部分（第2の3）は、公布後2年以内に施行することとされた。（附則第1条第4号）

1. 今後のスケジュール

長年の懸案であった保育士資格の法定化が今回の児童福祉法改正で措置された。法施行は平成15年秋を目途としており、施行後3年間は、これまでの保育士試験合格者、養成施設卒業者に対し、都道府県への登録を行っていても名称独占化に係る罰則等規定、児童福祉施設最低基準を適用猶予することとしている。

政省令等は、来年度当初に制定することとしており、3月の全国児童福祉主管課長会議の際には、詳細な説明を行う予定である。

2. 保育士の試験事務について

保育士試験受験者数が増え、都道府県の事務が増加していること、情報公開や障害者受験への配慮が求められ、ますます事務量の増加が見込まれること等を背景として、都道府県は保育士試験事務の全部又は一部を指定試験機関に行わせることができることとされたものである。

国としては、指定試験機関制度を活用しようとする都道府県と今後連携を密にするとともに、都道府県と指定試験機関との具体的な事務分担等について必要な調整を行うこととしたい。

※ 指定試験機関制度を活用するかどうかは、各都道府県の判断であるが、全国の指定保育士養成施設の集まりであり、保育士試験問題に関するノウハウを有する社団法人全国保育士養成協議会など関係機関において平成16年度実施分より、問題作成及び採点事務の部分について、受託できるよう準備が進められていると承知している。

3. 保育士の登録事務について

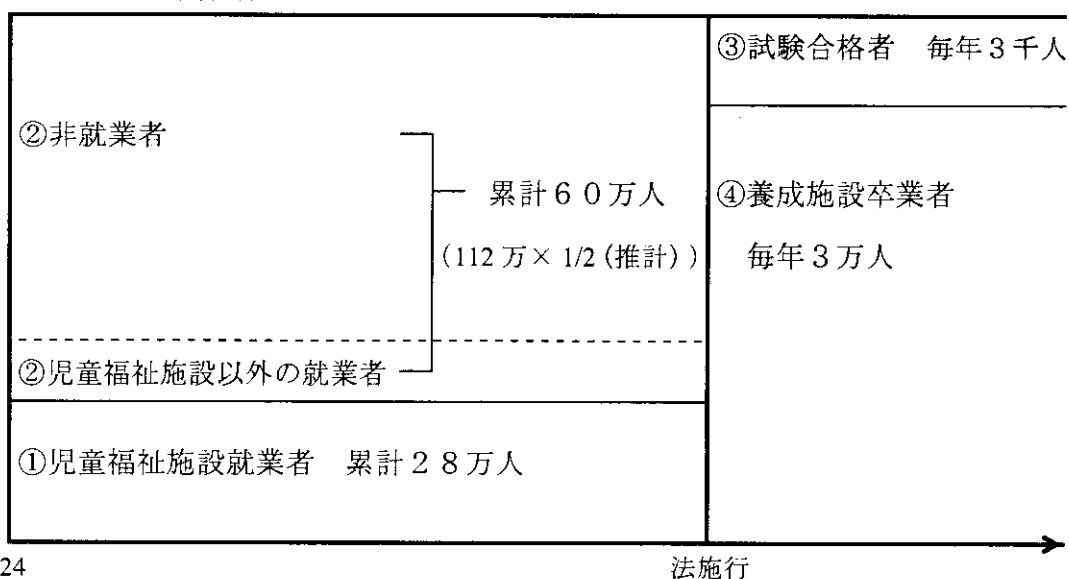
今般、名称独占資格とされたことに伴い資格の有無を公証する必要となることから、登録制度が設けられた。法施行後に資格を取得する者のみならず、現に児童福祉施設で保育士として働く者についても保育士登録を申請し、登録証の交付を受ける必要があるとともに、都道府県にとっても新しい事務として追加されることになるため、できる限り申請者、都道府県にとって効率的な事務処理上の工夫が求められる。

登録申請者数は、下図1の通り、法施行時に登録申請する者として約88万人、法施行後に毎年登録申請する者として約3.3万人と推計している。登録方法としては、下図2の通り、養成施設卒業者は卒業者の住所地（※）の都道府県に、保育士試験合格者は合格地の都道府県に登録証の交付を申請し、交付を受けるべき旨政省令で定めることを検討している。

※ 住所地は、申請時点の住所地とする。

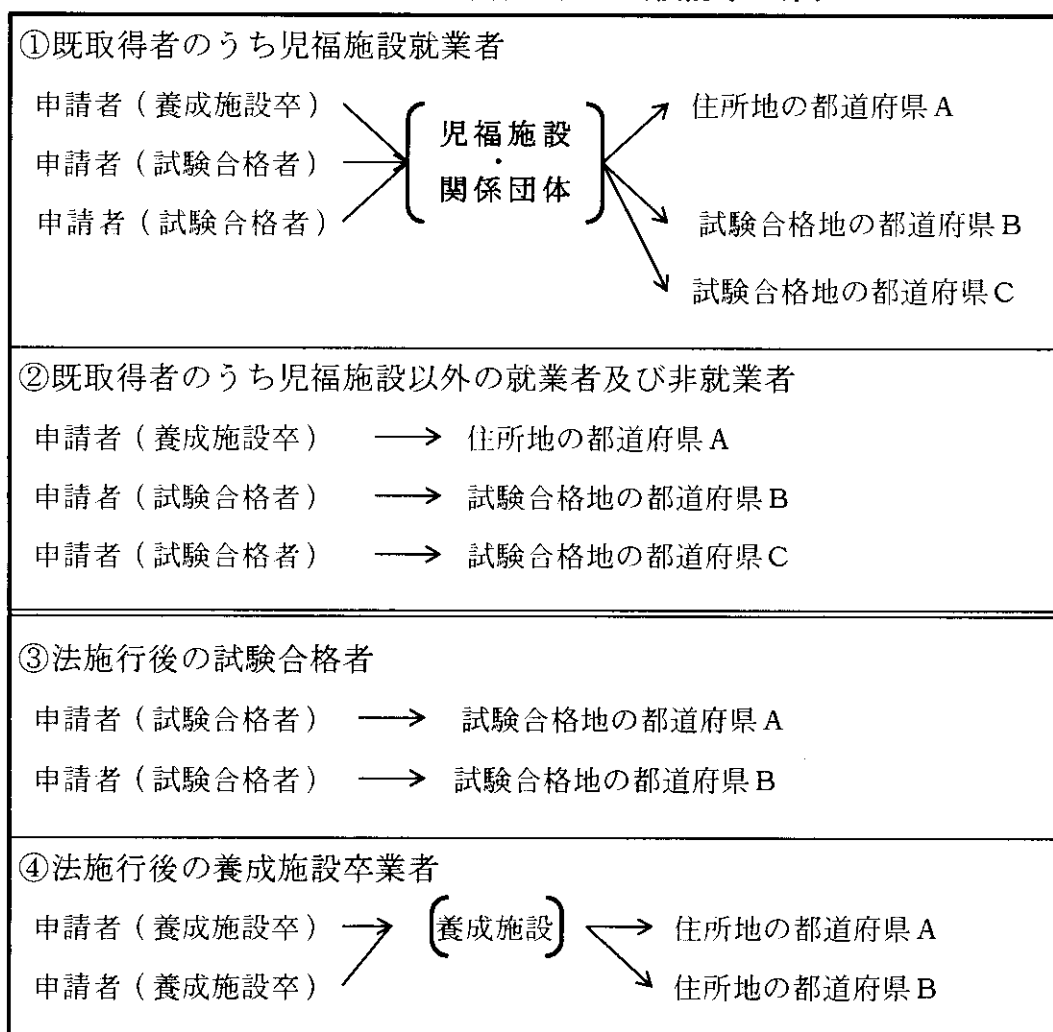
また、登録事務を円滑に行うため、下図2の通り、①の「既取得者のうち児童福祉施設就業者」については、保育関係団体及び児童福祉施設に登録申請に係るとりまとめの協力依頼を、④の「法施行後の養成施設卒業者」については、各養成施設に登録申請に係るとりまとめの協力依頼を行うこととしている。

図1. 登録申請者のタイプ



S24

図2. 登録申請者のタイプ別の申請手続き (検討中の案)



登録事務について、円滑な実施のためには都道府県間で連携し、効率的、経済的に処理することが望ましいと考えている。(※)

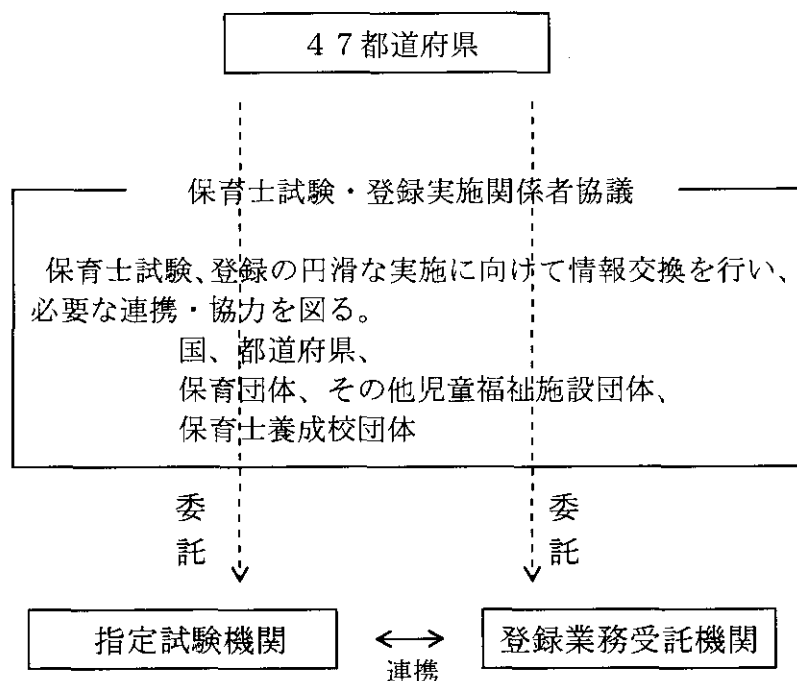
登録事務処理の委託は可能であることから、国としては、外部委託を検討する都道府県と今後連携を密にするとともに、関係団体・機関と調整しながら、具体的な事務分担等について必要な検討を行うこととしたい。

※ 連携を要する事情

- ・上図①の者（28万人）について、関係団体及び各児童福祉施設において、住所地、試験合格地ごとに申請書類等の振り分けが必要となる。
- ・上図④の者（毎年3万人）について、養成施設において、住所地ごとに申請書類等の振り分けが必要となる。
- ・保育士資格者証の二重交付防止措置が必要となる。
- ・登録取消データの一元管理措置が必要となる。

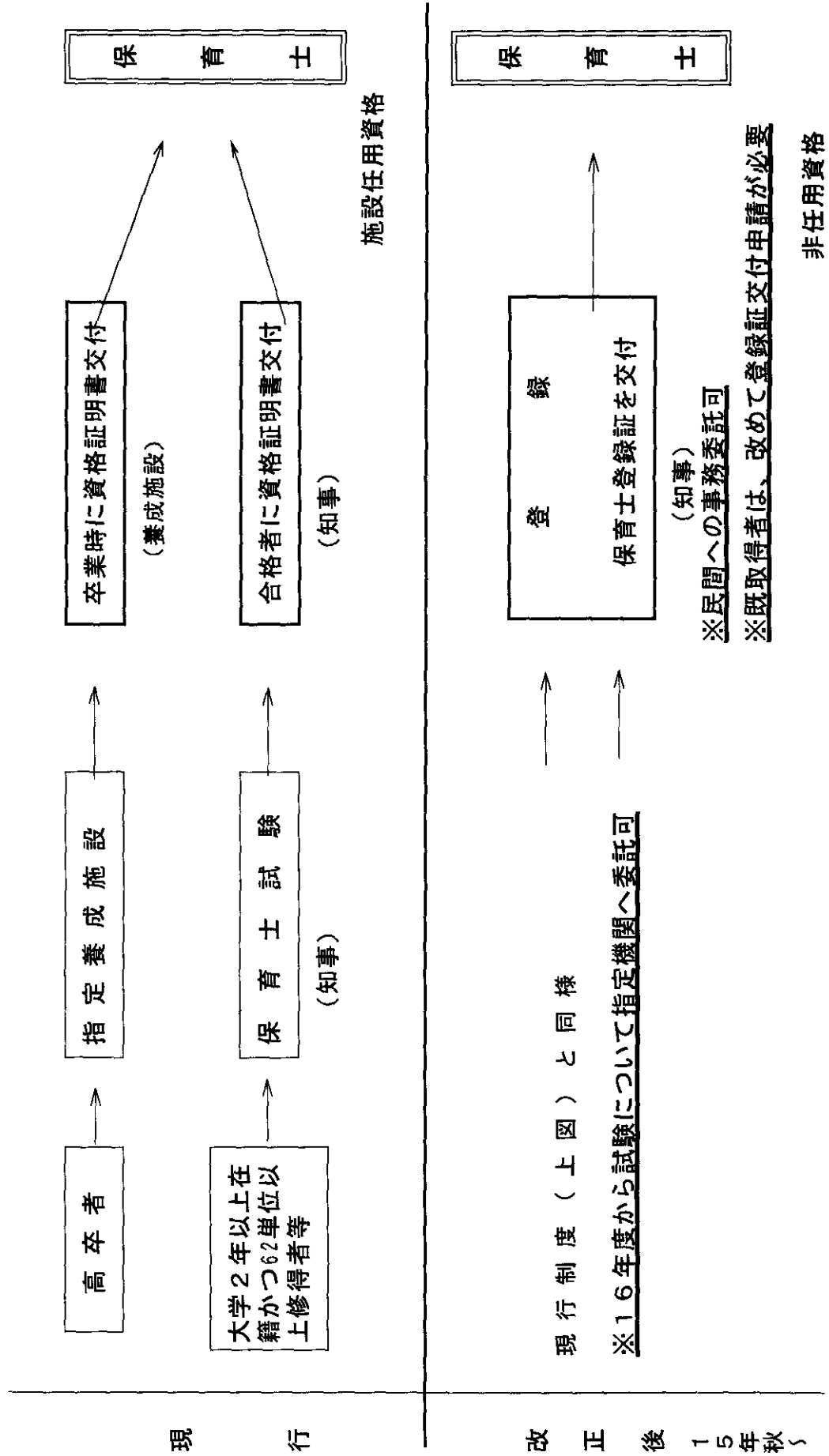
※ 現在、児童福祉施設就業者との連携、養成施設との連携が容易な機関として社会福祉法人日本保育協会など関係機関においてシステム開発等登録事務処理が受託できるよう準備が進められていると承知している。

図3. 保育士試験・登録事務の体制



保育士資格制度の現行と改正後

(別添3)



(4) 公設民営方式について

「児童福祉法の一部を改正する法律等の公布について」

(平成13年11月30日雇児発第761号
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)

(保育士関係・抜粋)

2 保育所整備促進のための公有財産の貸付け等の推進

認可外保育施設に関する問題の背景には、保育所の不足があることを踏まえ、保育所の供給拡大を図ることとされた。

(1) 市町村の措置

- ① 保育需要が増大する市町村においては、市町村自らの公有財産（学校、公営団地等の公共施設の余裕スペース、公有地等）の貸付け、保育所の運営業務の委託その他の措置を積極的に講じ、社会福祉法人等多様な民間事業者による保育所の設置運営を効率的かつ計画的に促進することとされた。（第56条の7第1項）
- ② 保育の供給拡大に当たっては、供給増の制約となる不合理な措置等を行わないよう留意の上、設置運営主体の如何を問わず適正な運営の確保に努められたい。
- ③ ①に係る貸付先、委託先等の選定に当たっては、保育所が児童福祉を担う重要な機能を有していることに鑑み、手続の透明性、公正性に配慮されたい。

(2) 国及び都道府県の措置

- ① 市町村における保育の供給拡大のための各般の措置に対し、国及び都道府県は支援することとされた。（第56条の7第2項）
- ② 支援措置として、地方公共団体が所有する建物を民間事業者へ貸与する場合の保育所の整備に要する費用に対して国庫補助を行うことができることとし、これについては別途通知することとしている。

また、国有財産特別措置法（昭和27年法律第219号）に基づき、国有財産を社会福祉法人及び地方公共団体に対して無償又は減額貸与、減額譲渡することができることとされている。

詳細な説明は「待機児童ゼロ作戦の推進等について」を参照

2. 待機児童ゼロ作戦の推進等について

(1) 待機児童ゼロ作戦の推進について

都市部を中心に待機児童の解消や多様な保育需要への対応など、地域の実情に応じた対応が求められているところであるが、国においても、「仕事と子育ての両立支援策の方針」（平成13年7月6日閣議決定。以下「閣議決定」という。等に基づき「待機児童ゼロ作戦」を進めることとしている。

このことについては、「待機児童ゼロ作戦の推進について」（平成13年9月6日雇児保第35号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知。以下「ゼロ作戦通知」という。）等によりお示ししているところであるが、次の点に留意の上、待機児童の解消や多様な保育需要への対応について特段のご配慮を願いたい。

1 待機児童ゼロ作戦推進のための予算措置について

ア 保育所運営費について

14年度予算案において、待機児童ゼロ作戦を推進するため保育所の受入れ児童数を4.8万人増加させる予算計上をしたところである。

また、運営費の計上に当たっては、保育士の格付け見直しの最終年分等を織り込んでいるところである。

なお、平成14年度保育所徴収金基準額表は、階層区分、基準額ともに13年度と同様の予定である。

おって、費用徴収事務等については、本年においても会計検査院から扶養義務者の階層認定事務等に誤りがある旨の指摘を受けているところであり、当該事務等に対する一層の適正化に配慮されたい。

イ 保育所整備費について

13年度補正予算及び14年度予算案において、保育所受入れ児童数の増大を図るための十分な予算枠を確保したところであり、待機児童解消に向けた保育所の創設、増設、分園の設置等を図るだけでなく、新エンゼルプランに基づく多機能保育所の整備等、保育所整備について積極

的な対応を図られたい。

13年度第1次補正予算 109億円

13年度第2次補正予算案 100億円

14年度予算案 156億円

※ 保育所の整備として計上された数値である

なお、平成13年度第2次補正予算案分は、「日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法」を改正した上で、新たな枠組みにより行うこととしており、その取り扱いについては、年明け早々お知らせすることとしているところである。

また、整備費について「公設民営保育所の推進」を図るための新しい補助方式を導入することとしており、(3)に示しているとおりのことである。

おって、平成14年度社会福祉施設等施設整備（保育関係）の協議においては、待機児童解消や多様な保育需要への対応方策についても聴取することとし、年明けに協議書類、留意事項等をお知らせすることとしている。

ウ 待機児童解消のための新たな取り組み等について

待機児童解消に向けた新たな取り組み等について次の事業等が、14年度予算案として織り込まれたところであり、積極的な取り組みを図られたい。なお、具体的な方針等については、なるべく早く示したいと考えている。

(ア) 送迎保育ステーション事業

駅前等の利便性の高い場所に送迎保育ステーションを整備し、保育所への送迎サービスを実施する。送迎先の保育所の閉所後は、当該施設において集合型延長保育を行う。

(イ) 駅前保育サービス提供施設等設置促進事業

駅前等の利便性の高い場所に、保育所、保育所分園、送迎保育ステーション、地域子育て支援センター等の保育サービス提供施設を整備する場合、必要な準備経費を助成する。

(ウ) 認可化移行促進事業

一定の水準の質のサービスを提供する認可外保育施設が認可保育所に移行するに当たり、市町村が保育士を当該施設に派遣して保育内容の指導を行うなど、認可保育所への移行準備を支援する。

(エ) 家庭的保育事業

これまで受け入れ児童を3人以内としていたものを補助者を配置する場合には、5人まで可能にする等の改正を行う。

2 新エンゼルプラン推進のための予算措置について

新エンゼルプラン関連経費についても、これまでの実績等を踏まえ、事業によっては、16年度目標値を前倒し的にも計上しているところであり、引き続き、多様な保育需要への対応について、積極的な取り組みを図られたい。

	13年度予算	14年度予算案	16年度目標値
低年齢児受入れ	61.8万人	64.4万人	68万人
延長保育	9,000か所	10,000か所	10,000か所
休日保育	200か所	450か所	300か所
乳幼児健康支援 一時預り事業	275市町村	350市町村	500市町村
多機能保育所等 の整備	298か所 (12' 補正 88か所)	268か所 (13' 1次補正 83か所 13' 2次補正 76か所)	
	累計 779か所	累計 1,206か所	累計 2,000か所
地域子育て支援 センター	2,100か所	2,400か所	3,000か所
一時保育	2,500か所	3,500か所	3,000か所

3 公設民営保育所の推進等について

ア 規制改革推進3か年計画・児童福祉法の改正

民間活力を活用した各種サービス提供が課題となっており、また公立保育所では年度途中の弾力的な受入れ、延長保育等の特別保育の実施率が低いといった指摘があることから、規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）に基づき公立保育所の運営業務の民間委託の活用を促進することとされた。更に、今般の児童福祉法改正により、保育需要が増大する市町村においては、認可外保育施設に依存しない保育体制を緊急に構築する必要があること、土地建物の確保が困難であること等から、市町村の公有財産（学校、公営団地等の公共施設の余裕スペース、公有地等）の貸付け、保育所の運営業務の委託等により、社会福祉法人等民間事業者による保育所の設置運営を効率的・計画的に促進することとされている。

イ 新しい整備費補助の方式

アの状況等を踏まえ、平成13年度第一次補正予算より民間事業者へ貸与する目的で地方公共団体が保育所整備をする場合やPFI方式を活用して保育所を整備する場合について、整備費補助を行うこととしたところである。

今般、公有財産を活用する場合の取扱い、PFI方式を活用する場合の取扱いについてQ&A形式でまとめたところであり参考にされたい。

なお、公有財産を活用した保育所設置に係る取組事例についても年度内に作成する予定である。

4 増大する保育需要に対応するための各般の措置について

待機児童解消に資する施策は地域の実情に応じて様々であるが、これらへの対応として、「ゼロ作戦通知」でも既にお示ししているとおりでありますが、次のような点に留意し地域の実情に応じた取り組みを促進されたい。

なお、これらの適用については、児童福祉施設最低基準等の遵守等を前提に行っているため、念のため申し添える。

おって、総合規制改革推進会議答申が12月11日決定がなされ、12月18日、同答申を最大限尊重する旨の閣議決定がなされたところであり、子どもの幸せを第一に考えつつ、地域の実情に応じた待機児童の解消に取り組むための、必要な措置を講ずることとしている。

ア 定員の弾力化

4月 は定員+15%まで、5月以降は定員+25%まで受入可能とし、また、10月以降は定員と関わりなく受入可能とする措置を行っているところ。

これらについては、「ゼロ作戦通知」において、乳児の待機が多い地域においては、緊急的に、乳児室及びほふく室の面積要件についてかつての乳児保育指定保育所に係る面積基準(5平方メートル)を緩和しており、また、保育所内の余裕室や子育て支援相談室における余裕スペース等がないか点検の上、これらの活用により、児童の受入れの拡大を図られたい。

特に公立保育所において、弾力的な児童の入所受入れだけでなく、延長保育、一時保育、休日保育等の実施を進められたい。

なお、特別保育事業の実施については、保育所の設置主体が責任をもって行えるよう施設の職員によることが原則であるが、児童の処遇や保護者との連絡体制の確保などに設置者である地方公共団体が責任をもって適正に実施できる場合には、公立保育所における特別保育事業を民間に委託することもは可能であることも「ゼロ作戦通知」において示したとおりである。

イ 設置主体制限等の撤廃

平成12年3月より、保育所設置主体制限の撤廃、保育所設置に係る資産要件の緩和、定員規制の引下げが行われ、平成12年度中のこれらの効果について本年5月21日に「保育所設置に係る多様な主体の認可状況等について」により取りまとめの上お知らせしたところである。

各都道府県等においては、認可基準その他関係法令に適合した保育所について迅速的確な認可事務がなされるよう努められたい。

ウ 保育所分園方式の推進

都市部における低年齢児に係る待機児童対策として、分園の設置は有効と考えており、地方公共団体においても取り組みが進みつつあり、

平成13年9月までに109か所設置されたところである。平成12年度に分園設置特例保育単価を設定されるとともに、更に平成13年度より「保育所分園推進事業」が創設され、開設時の初度設備費等についても助成することとしており、これらを活用した分園の設置促進に努められたい。

なお、分園を設置できる主体としては、社会福祉法人のみならず保育所を設置経営する全ての主体が含まれるものであることは、「ゼロ作戦通知」において通知済みであることを念のため申し添える。

5 関係部局等との連携について

待機児童ゼロ作戦は、厚生労働省のみならず国の施策とされていることから、文部科学省、中小企業庁や国土交通省等、関係省庁とも待機児童解消に向け連携を図っているところであり、都道府県、市町村においても児童福祉主管部局以外の部局、団体等との連携を密にして、総合的な対応を図られたい。

〔 コミュニティ施設活用商店街活性化事業(資料18)
保育所等に関する容積率制限の緩和(資料19)
公共賃貸住宅における生活拠点の形成(資料20) 〕

(2) 保育所入所待機児童調査について

1 保育所入所待機児童等の状況

平成13年4月1日現在の保育所入所待機児童等の状況は、別添4のとおりであり、取りまとめに当たりご協力いただいたことをお礼申し上げます。

2 来年度の調査について

保育所入所待機児童数調査については、平成13年2月28日雇児保発第3号により行っているところであるが、閣議決定において、具体的目標・施策が決定されたことや、本年4月に行った保育所入所待機解消計

画に係るヒアリングの結果等を踏まえ、待機児童の定義について別添5のとおり改正することを予定しており、平成13年4月1日現在の待機児童数についても、定義の改正後の考え方に準じて整理している。

ただし、当分の間は定義の改正前、改正後の場合の2通りの報告をお願いすることを予定している。

なお、定義の改正後においても、保育所入所等の手続きに当たっては、改正後の定義を理由として、保護者の保育所選択への対応が損なわれることのないよう十分な配慮をお願いする。

(3) 待機児童解消に向けたヒアリングの実施について

待機児童ゼロ作戦等を計画的に推進していくためには、国、地方公共団体双方における取組が必要であることから、待機児童解消に向けた取り組み等についての調査を行うとともに、待機児童が多い市区町村に対してのヒアリングをなるべく早く実施したいと考えており、おってご連絡したいと考えている。

なお、市区町村において、待機児童解消計画等を作成する場合の関係経費について、国庫補助が必要で希望する場合には、別添6により協議を行われるよう、管下市区町村への周知方御協力をお願いする。

(4) 緊急地域雇用創出特別交付金について

平成13年度補正予算において、緊急地域雇用創出特別交付金が計上され、「平成13年度緊急地域雇用創出特別交付金の交付及び緊急地域雇用創出特別基金事業の実施について」（平成13年11月28日厚生労働省発職第252号厚生労働事務次官通知により行うこととされたところであり、保育分野についても推奨事業例として掲げられているところである。

については、より具体的な事業について、別添7のとおりまとめたので、参考にしていただき、本交付金の趣旨を踏まえつつ、地域における保育需要等に対する創意工夫ある活用についてお願いする。